

岩手県告示第231号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局長から次のとおり通知があった。

令和3年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 岩手県内の一級河川指定区間及び二級河川
- （2） 公共測量を実施する期間 令和2年9月30日から令和3年3月25日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 岩手県内の一級河川指定区間及び二級河川
- （2） 公共測量を実施する期間 令和2年10月1日から令和3年3月25日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量